

学生懲戒処分実施細則

平成27年4月1日
施行

（趣旨）

第1条 この細則は、愛知学院大学学生懲戒規程第23条の規定に基づく懲戒の適正な実施について、必要な事項を定める。

（懲戒の指針）

第2条 懲戒の指針については、別表左欄に掲げる懲戒対象行為の区分及び同表中欄に掲げる行為内容（例示）に応じて、同表右欄に掲げる懲戒処分の種類等を原則とする。なお、同表中欄に掲げる行為内容（例示）であっても、社会的・教育的見地より配慮が必要と判断される場合は、その処分を軽減することができる。

2 別表中欄に掲げられた行為内容（例示）以外の行為については、別段の定めがある場合を除いて同表に掲げた指針を基準として判断する。

（懲戒の具体的な種類の決定）

第3条 前条に定める懲戒の決定にあたっては、その行為の原因、動機、態様並びに被害者や社会に与えた影響、行為に対する社会的制裁の程度等を総合的に検討した上で判断するものとする。

（懲戒に関する記録）

第4条 処分は学籍簿に記載する。

2 成績証明書及び学生の就職、進学に際しての推薦書類等には、懲戒の有無、懲戒の内容等を記載しないものとする。

（改廃）

第5条 この細則の改廃は、学生委員会において決定する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

この細則は、令和5年7月13日から施行する。

(別表)

区分	行為内容（例示）	懲戒処分の種類等
犯罪行為	・殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、凶器を使用した傷害等、故意により凶悪な犯罪行為又は同犯罪の未遂行為を行った場合	退学
	・犯罪行為により懲役以上の刑事処分を科された場合	
	・詐欺、恐喝、強迫、強要等、他人を積極的に欺き、若しくは畏怖させるような行為を手段とする犯罪行為を行った場合	退学又は停学
	・薬物犯罪（薬物の使用・所持、薬物の売買又はその仲介、薬物となり得る植物の栽培等）を行った場合	
	・窃盗、賭博、住居侵入、傷害、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為を行った場合	退学、停学又は訓告
	・痴漢、のぞき見、盗撮行為等の犯罪行為であって、刑法、条例等に抵触する場合	
	・ハラスメントに起因する犯罪行為を行った場合	
	・その他、犯罪行為により罰金刑が科された場合	
	・ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する行為を行った場合	
	・コンピュータ又はネットワークを不正に使用して他人の権利を侵害した場合	
上記以外の 非違行為	・本学運営上重要な財物を故意に棄損した場合	退学又は停学
	・飲酒を強制し、その結果、重大な事態に至った場合	
	・自動車等通学に際し、本学の定める禁止行為を行い、嚴重注意を受けたにもかかわらず、再び禁止行為を行った場合	退学、停学又は訓告
	・20歳未満の飲酒・喫煙、又は20歳未満と知りながら飲酒・喫煙をさせた場合	停学又は訓告
	・上記のほか、本学学生としてあるまじき行為をした場合	退学、停学又は訓告
交通事故等	・飲酒運転（酒気帯び運転を含む。以下同じ。）、無免許運転、過労運転等（危険薬物服用運転を含む）、大幅な制限速度超過違反（制限速度30キロ以上の超過）等の危険運転により、死亡事故、又は重度の後遺症を残す人身交通事故を起こした場合	退学
	・人身事故を起こしながら、ひき逃げをした場合	退学又は停学
	・飲酒運転、無免許運転、過労運転等（危険薬物服用運転を含む）、暴走運転等の悪質運転により、人身交通事故を起こした場合	
	・物損事故を起こしながら、あて逃げをした場合	停学
	・重大な過失により、死亡又は重度の後遺症を残す人身交通事故を起こした場合	
	・過失により、上記以外の人身交通事故を起こした場合	停学又は訓告
	・飲酒運転、無免許運転、過労運転等（危険薬物服用運転を含む）、暴走運転等の悪質な交通法規違反	
	※上記以外の反則金に該当する道路交通法違反については、懲戒の対象としない。	